

登記手続案内をご利用の皆様へ

令和2年12月14日から「登記相談」は「登記手続案内」に呼称を変更しました

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、来庁される皆様への感染防止のため
当分の間、原則として電話による登記手続案内とさせていただきます

登記手続案内の予約をされる方は、面談による登記手続案内に代えて、
電話による登記手続案内の予約をご案内させていただきます。
ご理解とご協力をお願いいたします。



登記を申請される皆様へ

登記手続案内では見本を参考に説明させていただきます

登記手続案内では、申請者ご本人が登記手続を行うに当たって必要となる申請書の様式や申請に必要な添付書類の種類等について説明を行っています。代表的な登記申請書類の様式は、法務局ホームページに掲載していますので、ご自身であらかじめ内容をご確認願います。

【不動産登記申請手続URL】



【会社・法人登記申請手続URL】



完全予約制

事前に予約が必要となりますので、電話又は窓口でご予約をお願いします。
手続案内を希望される法務局へ直接お申し込みください。



ご利用は申請者本人

申請人本人（親族・従業員）のご利用に限ります。
税理士・行政書士・委任状のない代理人等のご利用はお断りします。



1回 20分 でお申し込み

1回のご利用は20分以内です。20分を過ぎますと、後に予約された利用者の方にご不便をおかけしますので、ご理解とご協力をお願いします。



書類はご自身で作成願います

申請書様式や添付書類など必要な手続について説明いたしますが、書類は別途ご自身で作成願います。



事前審査ではありません

申請前の書類に不備がないか事前に審査することはできませんのでご理解願います。



補正の可能性があります

登記手続案内は、説明を受けた後に作成された申請書について登記の完了を保証するものではありません。審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもありますのでご了承願います。



皆様のご理解と
ご協力をよろしく申し上げます

大阪法務局

登記手続案内は**完全予約制**です

あらかじめ電話又は窓口でご予約をお願いします

- 1 利用時間 9時～16時（土・日・祝・年末年始を除く）
※利用時間は法務局により異なる場合があります。
- 2 予約方法 窓口又は電話
※手続案内を希望される法務局へ直接お申し込みください。

【 大阪法務局登記手続案内予約問合せ先 】

支局・出張所における予約は自動音声案内で「2番」を選択

庁名	所 在	電話番号
大阪法務局	〒540-8544 大阪府中央区谷町2丁目1番17号 大阪第2法務合同庁舎	不動産 06-6942-1012 会社・法人 06-6942-9480
北大阪支局	〒567-0822 茨木市中村町1番35号	072-638-9444
東大阪支局	〒577-8555 東大阪市高井田元町2丁目8番10号	06-6782-5413
堺支局	〒590-8560 堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎	072-221-2756
※富田林支局	〒584-0036 富田林市甲田1丁目7番2号	0721-23-2432
※岸和田支局	〒596-0047 岸和田市上野町東24番10号	072-438-6501
※北出張所	〒530-0047 大阪府北区西天満1丁目11番4号 大阪法務局北分庁舎	06-6363-1981
※天王寺出張所	〒543-0074 大阪府天王寺区六万休町1番27号 天王寺合同庁舎	06-6772-2535
※池田出張所	〒563-8567 池田市満寿美町9番25号	072-751-3342
※枚方出張所	〒573-8588 枚方市大垣内町2丁目4番6号	072-841-2524
※守口出張所	〒570-0025 守口市竜田通2丁目6番6号	06-6991-2817

上記の※印記載の支局及び出張所においては、商業・法人の登記申請事務（設立・役員変更等）を取り扱っていませんので、内容によっては、商業・法人の管轄登記所をご案内させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

また、聴覚に障害のある方は、大阪法務局ホームページのお問合せメールをご利用ください。



司法書士会・土地家屋調査士会の無料相談もご利用いただけます。
各種登記の申請書の作成及び申請の代理を資格者代理人に依頼することもできます。

《大阪司法書士会 無料相談》

※事前予約制

相続・贈与・売買等の所有権移転、
括当権の設定・抹消登記等のご相談

TEL 06-6943-6099

（相談予約・司法書士紹介）

受付時間 平日（月曜日から金曜日・祝日除く）

午前10時から午後4時まで

<http://www.osaka-shiho.or.jp>

《大阪土地家屋調査士会 無料相談》

※電話相談は行っていません。

土地の分筆・合筆の登記、
建物の新築・増築・滅失等のご相談

TEL 06-6942-3330

相談日 水曜日

午後1時から午後3時まで

相談場所 大阪法務局本局2階相談室

<http://www.chosashi-osaka.jp>